

(目的)

第1条 山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会(以下「鉄利同盟会」という。)は、やまがた鉄道沿線活性化プロジェクトにおいて駅前でのイベントの拡充や人が集まる施設の整備、観光利用の促進等に取り組む団体の創出及び活動支援のため、予算の範囲内において助成金を交付し、県内鉄道の利用拡大及び地域の活性化を図る。

(交付対象団体)

第2条 助成金の交付対象となる団体は、県内の市町村、鉄道沿線市町村等で構成する鉄道関係期成同盟会及び商工観光団体その他の団体(以下「団体等」という。)とする。ただし、助成金の交付対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)のうち「鉄道を利用した遠足・社会科見学等の実施」に限り、子ども・子育て支援法に基づく県内の特定教育・保育施設等、小学校及び遠足等業務を受託した旅行関連事業者も団体等として取り扱う。

(交付対象事業)

第3条 交付対象事業は、県内鉄道の利用拡大及び地域の活性化に資すると認められる別表1の「対象事業」のうち、新規性を有すると認められるものとする。ただし、「鉄道を利用した遠足・社会科見学等の実施」については、新規性を問わない。

- 2 交付対象事業は、原則として令和6年2月29日までに完了する事業とする。
- 3 交付対象事業は、翌年度以降も継続的な実施が見込まれるものとする。

(事業の新規性)

第4条 前条第1項に規定する「新規性」については、新たに事業を実施するもののほか、過年度事業から事業内容や開催場所等を拡充するもの、他団体との連携を強化するもの等とする。なお、既存事業の振替は、新規性を有するとは認めない。

(交付対象経費及び交付額等)

第5条 助成金の交付対象経費は、交付対象事業に要する経費のうち、別表2に掲げる経費とし、令和5年4月1日以降に係るものとする。

- 2 助成金の交付額は、交付対象経費の額(交付対象事業に伴い自己資金以外の収入がある場合は、交付対象経費から当該収入を除いた額)に別表1の「助成率」を乗じ、千円未満を切り捨てた額(遠足・社会科見学等に係る鉄道運賃を除く。)又は、別表1の「上限額」のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を希望する団体等は、交付申請書(様式1)を、鉄利同盟会会長(以下「会長」という。)が別に定める日までに、会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(様式2)により、申請した団体等に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 前条による交付決定を受けた団体等(以下「交付団体等」という)は、第6条の申請内容を変更する場合には、あらかじめ変更申請書(様式3)を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付対象経費の総額の20パーセント以内の増減又は会長が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第9条 交付団体等は、第6条又は第8条で申請した交付対象事業が完了した場合は、実績報告書(様式4)を会長に提出しなければならない。

2 前項の報告は、事業完了の日から起算して30日以内又は令和6年3月11日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

(助成金の確定)

第10条 会長は、前条の報告があった場合は、内容を審査し適当と認めるときは、確定通知書(様式5)により、交付団体等に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 会長は、前条の助成金の確定後、速やかに助成金を交付団体等に支払うものとする。

(交付団体等の努力義務)

第12条 交付団体等は、事業年度終了後も交付対象事業の継続に努めなければならない。

2 交付団体等は、助成金により取得した物品等(助成金の対象として申請した経費により取得した物品等)を、申請した交付対象事業以外に使用してはならない。ただし、申請した交付対象事業の実施に支障のない範囲での使用は除く。

(雑則)

第13条 この要綱の運用に関し必要となる事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

別表1 交付対象事業 ※

区分	対象事業	助成率	上限額
(1) 駅を中心としたまちづくりの推進	駅及び駅周辺施設を活用した、駅周辺の賑わいの創出につながる施設整備 〔例〕コワーキングスペース、学習スペース、カフェ等の整備	2分の1	2,000千円
	駅からの周遊や、駅へのアクセスの改善に資する施設整備 〔例〕シェアサイクル、駐車場（パークアンドライド用）等の整備		
	鉄道の利用拡大や利便性向上に資する構想の具体化等に向けた調査 〔例〕新駅整備の検討に必要な調査、路線新設（LRT等）の検討に必要な調査		
(2) 観光・ワーケーション等による交流人口の拡大	駅前や駅及び駅周辺施設を活用したイベントの開催（鉄道での来訪を推奨するものに限る。）	2分の1	500千円
	企画列車の運行や、鉄道や沿線の資源を活用したツアー企画等の実施		
(3) 人と物の往来拡大による地域産業の活性化	駅周辺におけるビジネスイベントの開催（鉄道での来訪を推奨するものに限る。）	2分の1	200千円
	鉄道を活用した荷物輸送の実施		
(4) 沿線住民の意識醸成・利用拡大	鉄道を利用した遠足・社会科見学等の実施（小学生以下に限る。）	10分の10	(片道) 500円/人 (往復) 1,000円/人

※ (1)～(3)については、1団体につき、それぞれ1事業のみ申請できるものとする。

別表2 交付対象経費 ※

費目	使途の例
報償費	講師や専門家、イベント参加団体等に対する謝金
旅費	講師等の旅費（団体等の構成員に係る旅費は対象外）、 鉄道を使った遠足・社会科見学の鉄道運賃
消耗品費	活動に必要な器具・用具、消耗品等（取得価格が10万円未満（消費税込み）に限る。）
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費
通信運搬費	資料、資機材等の運搬・郵送料（通信費は対象外）、荷物輸送に係る経費
使用料及び賃借料	資機材や会場の借上料
委託費	駅を中心としたまちづくりの推進に係る施設整備の設計及び鉄道の利用拡大や利便性向上に資する構想の具体化等に向けた調査等の委託に係る経費
工事請負費	駅を中心としたまちづくりの推進に係る施設整備の工事に係る経費
その他の経費	その他、活動に必要な経費のうち会長が認める経費

※施設整備における維持費・運営費、イベント実施を伴わないパンフレット・グッズ等の作成費用は対象外とする。

※鉄道を利用した遠足・社会科見学等の実施については、鉄道運賃のみを対象とする。

様式1 交付申請書

番 号
令和 年 月 日

山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会 会長 殿

(申請者)

団体等名

所在地

代表者の氏名

令和5年度やまがた鉄道沿線活性化助成金交付申請書

令和5年度のやまがた鉄道沿線活性化プロジェクトにおける県内鉄道の利用拡大及び地域の活性化等に資する交付対象事業について、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 交付対象事業の区分

2 交付申請額 円

3 確認事項（該当することを確認し、□にレ（チェック）を入れてください。）

（1）翌年度以降も、当該事業を継続的に実施するものである。 □

（2）新規性を有する。（事業計画書に内容を記載） □

4 添付書類

（1）事業計画書（別紙1）

（2）収支予算書（別紙2）

（3）市町村以外の場合、団体等の概要（会則、構成員名簿、事業計画書、資金計画書等）

事業計画書

団体等の名称・代表者		
連絡担当者		郵便番号 住所 氏名 電話番号 メール
事業 計 画	交付対象事業区分 ・対象事業	
	実施場所（実施駅）	
	事業目的 及び内容	
	新規性 （具体的内容）	
	参加予定人数	人
	実施時期	スケジュール
	翌年度以降の 実施見込	
	事業に要する経費	円
助成率（別表 1）		
上限額（別表 1）		円
交付申請額		円 （千円未満切り捨て ※遠足・社会科見学等に係る鉄道運賃を除く。）
備考		

※市町村以外の場合、団体等の概要（会則、構成員名簿、事業計画書、資金計画書等）が分かる書類を添付してください。

収支予算書

1 収入の部

単位：円

項目	予算額	内訳
助成金		
自己資金		
その他		
合計		

2 支出（経費）の部

単位：円

項目 （費用）	予算額		内訳 （使途（物品名等）、単価、数量など）
		うち交付対象経費	
合計			

※申請した交付対象事業に係る収支見込みを記載してください。

様式2 交付決定通知書

鉄利整第 号
令和 年 月 日

(交付決定団体等)

団体等名

所在地

代表者の氏名

山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会 会長

令和5年度やまがた鉄道沿線活性化助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった令和5年度やまがた鉄道沿線活性化助成金の交付について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この助成金の交付対象は、令和 年 月 日付け第 号で申請のあったやまがた鉄道沿線活性化助成金交付対象事業とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 助成金の額は、次のとおりとする。

助成金の額 円

- 3 交付決定団体等は、次の各号の一に該当するときには山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。
 - (1) 交付対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。
 - (2) 助成金の対象とした経費の用途の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。
 - (3) 交付対象事業を中止し、または廃止するとき。
- 4 交付決定団体は、この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を助成金の対象となった事業年度終了の翌年から起算して5年間整備保存しなければならない。
- 5 その他、交付決定団体等は、やまがた鉄道沿線活性化助成金交付要綱の規定を遵守しなければならない。

様式3 変更申請書

番 号
令和 年 月 日

山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会 会長 殿

(交付決定団体等)

団体等名

所在地

代表者の氏名

令和5年度やまがた鉄道沿線活性化助成金変更申請書

令和 年 月 日付で助成金の交付決定を受けた令和5年度やまがた鉄道沿線活性化助成金交付対象事業について、(活動内容、経費の使途)を下記のとおり変更したいので、申請します。

記

(変更前)

(変更後)

様式4 実績報告書

番 号
令和 年 月 日

山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会 会長 殿

(交付決定団体等)

団体等名

所在地

代表者の氏名

令和5年度やまがた鉄道沿線活性化助成金実績報告書

令和 年 月 日付で助成金の交付決定を受けた令和5年度やまがた鉄道沿線活性化助成金交付対象事業が完了したので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付対象事業の区分
- 2 交付決定額 円
- 3 助成金の額 円

振込先 金融機関	金融機関名		口座の種類 (レを記入)	普通 <input type="checkbox"/> ・当座 <input type="checkbox"/>
	支 店		口座番号	
	口座名義	通帳表記のカナ名義 【例】カヤマガタアイヤ		

4 添付書類

- (1) 事業実績書 (別紙1)
- (2) 収支決算 (見込) 書 (別紙2)
- (3) 振込先口座の通帳の写し

※振込先と法人名の名義が異なる場合は、委任状が必要となります。

事業実績書

団体等の名称・代表者		
連絡担当者		郵便番号 住所 氏名 電話番号 メール
事業 実績	交付対象事業区分 ・対象事業	
	実施場所・実施駅	
	事業実績	
	参加人数	人
	実施時期	
	事業に要する経費	円
助成率 (別表1)		
上限額 (別表1)		円
交付決定額		円
助成金の額		円 (千円未満切り捨て ※遠足・社会科見学等に係る鉄道運賃を除く。)
備考 (翌年度以降の実施見込)		

※事業実績が分かる資料 (写真、新聞報道等) を添付してください。

収支決算 (見込) 書

1 収入の部

単位：円

項目	決算 (見込) 額	内訳
助成金		
自己資金		
その他		
合計		

2 支出 (経費) の部

単位：円

項目 (費用)	決算額		内訳 (使途 (物品名等)、単価、数量など)
		うち交付対象経費	
合計			

※交付決定を受けた交付対象事業に係る収支実績額 (収入の部の助成金は見込額) を記載してください。

※支出の証拠書類 (領収書等) 及び物品等を購入した場合は、その写真を添付してください。

様式5 確定通知書

鉄利整第 号
令和 年 月 日

(交付決定団体等)

団体等名

所在地

代表者の氏名

山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会 会長

令和5年度やまがた鉄道沿線活性化助成金確定通知書

令和 年 月 日付け鉄利整第 号で交付の決定をした令和5年度やまがた鉄道沿線活性化助成金交付対象事業について、次のとおりその額を決定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |